

事務連絡

平成26年5月13日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課

いわゆる「遠隔診療」を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合について

「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、「遠隔診療を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合を明確化する」とされたところであるが、遠隔診療を行う場合であっても、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成9年12月24日付健政発第1075号）に則り遠隔診療を行い、患者に処方せん原本を郵便等により送付するときは、その他の算定要件を満たした上で、処方せん料を算定することが可能であるので、この旨、保険医療機関、保険薬局等に周知するようお願いいたします。

